

班田收授法によれば、

6年ごとに戸籍をつくり、人々(民衆)に口分田を分け与える。
人々は租を納め、本人が死んだら口分田はすべて国(天皇)に返す。

- 口分田 ① 6歳以上の男子には、2段(反)の土地。
② 6歳以上の女子には、1段(反)120歩の土地(男子の2/3)。
③ 奴(男の奴隸)には、240歩(良民の1/3)
④ 婢(女の奴隸)には、160歩(良民の1/3)

單位換算

1段(反) = 360歩 = 約10a 1町 = 10段(反)
 稲50束 = 1斗1合 1石 = 10斗 = 100升 = 1000合

＊ ＊ 考えよう。律令時代の民衆の生活。 ＊ ＊

「養老律令」（養老2年 西暦718年）によれば、水田1段（反）あたりの収穫高は、
 稲50束（現在の1斗1合）である（ただし、9世紀半ばには上田1反あたり72束）。したがって、1町の水田からは500束 = 1石1升の収穫があったことになる。

しかし、民衆に支給された口分田は、「養老律令」に書かれた水田よりも悪い田が多かったとされている。学者たちの推定では、平年作でも、民衆の口分田での1町あたりの収穫高は、稲31束が平均的な数であろうと計算されている。つまり、律令の計算の基準とされた水田の63%しか収穫できなかったのである。

正倉院に残っている下総国葛飾郡大堀郷(現在の東京都葛飾区金町付近)の戸籍(養老5年 西暦721年)には、当時の郷戸(血縁で結ばれた「家」のような人の集団)の31戸分が、記録されている。その中で、1戸の郷戸(27人)には、3町7段(反)180歩の口分田が与えられたと考えられている(こまごでの参考文献 家永三郎編『日本の歴史』1 ほとろ出版 pp.171-173)。

そこで、その郷戸(27人)の収穫高を計算すると、
 $3.75(\text{町}) \times 1010(\text{合}) \times 0.63 = 2386.125(\text{合})$
 与 2石3斗8升6合

約2石3斗8升6合である。ここから租(1反あたり2束2把)を納めた。

ところで、1人の人間が1年間に食べる米を計算すると、1日3合の米を食べたとすれば、 $3(合) \times 365(日) = 1095(合/年)$ ということになる。したがって、1人に必要な米の量は約1石1斗になる。

はたして、これだけの米で、生きることのできる人数は、せいぜい2～3人で

あろう。さて、当時の農民(民衆)は、何を食べて生きたのだろうか？

天武天皇はグルメ？
全国の珍味がずらり

飛鳥浄御原宮 荷札木簡が出土

天武天皇の飛鳥御原遷都に、全国の特産物が献じた。即日吉野朝の飛鳥京跡で見られた木簡には、關東産の陸産物、諸國から献上された、海の幸などが多数書かれています。この文字も確証として、これらの物産は先に述べた集められたことが明らかに。地方支配の徴税システムが天武朝ですでに確立していたことが、文獻ではよくわかる。木の簡資料で初めて浮き上がった。

見つかつた木簡はほとんどが荷札で、「鹿 支多比(鹿の干し肉)」「田比者(鯛の煮物)」「佐祁(酒)」などタルメを思わせる珍味

の名前が、

「佐々木（上野園）の記述もあり、山道を通じて、

鳥の郡まで運ばれたことが
うかがえる。

租・庸・調という税制は
藤原京時代（六九四―七二
〇年）には確立していたが、

その以前の様子は日本書紀などの文献でしか分からなかった。

文献以外で初の裏付け

徴税制度も整備

鯛の煮物／鹿の干し肉／酒／フナ



「在奈大賢」などの文字が書かれていた石札木簡(16日、梨立権勢古事研究所で)

「癸巳年」(持統七年)の文字がはきりと分かる木簡(10)。葬立地跡から出土された。

第・6月17日(土曜日)